

【C】避難経路の確認訓練

避難確保計画に記載した避難場所、避難経路を確認し、安全な避難誘導について確認します。

計画作成後に、避難経路となっている道路等に変更が生じていないかの確認はもちろんのこと、安全が確保できる避難経路や方法となっているか改めて確認しましょう。

【D】垂直避難(屋内安全確保)訓練

実際に、施設利用者等を施設内で屋内安全確保するための避難先居室等に避難誘導する訓練です。

想定した災害に応じて、気象警報等発令・発表から施設内の上階等にある避難先居室等への避難完了まで行います。

ただし、施設利用者等への負担が大きい場合などは、職員を施設利用者等の代役として避難訓練するなど、施設の実情に合わせた訓練をしてください。

【E】持ち出し品の確認訓練

避難誘導等に用いる資器材等の確認や、実際に持ち出す場合の所要時間や人数などを確認する訓練です。

利用者等にあわせた器材や食事の提供が必要となる場合もあるため、いざという時に素早く対応できるように具体的な持ち出し品を確認しておきましょう。

【B】～【E】の訓練を実施後、WEB で市への報告が可能 →

QR コードからスマートフォン市への報告が可能（訓練実施後）



避難訓練(避難確保計画に基づく)の実施と市町村長への訓練結果の報告が法律で義務化されています(水防法及び土砂災害防止法)。

回答・問合せ先

寝屋川市 危機管理部 防災課

〒572-8555 大阪府寝屋川市本町1番1号（本館3階）

TEL:072-825-2194（直通）

MAIL : bousai@city.neyagawa.osaka.jp